

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
法第６１条第１項第３号又は法第６８条第１項第４号に規定する役員（申請者が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所
令第５条に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所
法定代理人（未成年である場合）		
(ふりがな) 氏 名	本 籍 住 所	

申請者が法第62条第1項第2号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「法」という。）第62条第1項第2号に規定する欠格要件

- イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ハ 法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（注1）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 法第66条（法第72条において読み替えて準用する場合を含む。）、廃棄物処理法第7条の4若しくは廃棄物処理法第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
- ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ヘ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
- ト 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからへまでのいずれかに該当するもの
- チ 法人でその役員又は政令で定める使用人（注2）のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
- リ 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの
- ヌ 個人で政令で定める使用人（注2）のうちにイからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

注1）「その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの」とは、次のとおりとする。

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

注2）「政令で定める使用人」とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、解体業又は破砕業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

申請者は、上記使用済自動車の再資源化等に関する法律第62条第1項第2号イからヌのいずれにも該当しないことを申し立てます。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

印

事業計画書及び収支見積書（様式１）

令和 年 月 日 現在作成

１－１．事業の全体計画（業務を行う時間，従業員数，休業日，扱う車種（乗用車，大型車）を含む。）

（フロー概略図を添付）					
業務時間	:	～	:	従業員数	人
				休業日	

１－２．使用済自動車等の引取実績及び計画

年 度	__年度実績 （３年前）	__年度実績 （２年前）	__年度実績 （１年前）	許可取得後の 年 間 計 画
引 取 台 数	台	台	台	台
主 な 引 取 先				

１－３．解体実績

年 度	__年度実績 （３年前）	__年度実績 （２年前）	__年度実績 （１年前）
年間処理実績	台	台	台
年間稼働日数	日	日	日
平均処理実績	台/日	台/日	台/日

1－4. 解体能力

1 日当処理能力	稼働予定日数	年間処理能力
台/日	日	台

1－5. 保管の状況

使用済自動車		解体自動車	
保管量の上限	(台)	保管量の上限	(台)
現在保管量	(台)	現在保管量	(台)

※事業所以外の場所で保管している場合は、その台数を内数で（ ）に記入すること

1－6. 年間収支見積書（別紙決算書添付）

平成 年 月 日現在作成

項 目		前年度（ 年） （決算月（ 月））		今年度の見込み （決算月（ 月））	
		年度 （千円）	（1 台当） （円）	年度 （千円）	（1 台当） （円）
売上高（全体）	ア（総売上収入）				
売上原価	イ（使用済自動車等購入費）				
その他の経費	ウ				
うち廃棄物処理委託費	エ				
営業収益	オ＝ア－イ－ウ				
営業外損益	カ（主に支払利息（注））				
経常利益	キ＝オ＋カ				
使用済自動車等年間引取台数					
使用済自動車等年間処理台数					

（参考）

	前年度末	現 在
負債総額（年度末残高）（千円）		

（注）1 「1 台当」額は、売上原価は引取台数で、その他は処理台数で割ること。

2 支払利息のみの場合又は支払利息が受取利息より多い場合はマイナスで計上すること。

施 設 概 要 書

設 置 場 所	
総 面 積	m ²

事業内容

取 扱 車 種	大型 ・ 乗用車 ・ その他 ()
処 分 方 法 (売却・輸出等)	
作 業 員 数	人
処 理 台 数	台／月

建屋等

解 体 作 業 場	m ²
部 品 置 場	m ²
事 務 所	m ²
	m ²

保管場所

	面積 (m ²)	保管方法 (段数等)	屋内・屋外	床面 (コンクリート・土間)
使 用 済 自 動 車				
解 体 自 動 車				

		面積 (m ²)	保管量 (m ³ ・L)	容器	屋内・屋外	床面 (コンクリート・土間)
部 品 等	タ イ ヤ					
	蓄 電 池					
	エ ア バ ッ グ					
	フ ロ ン 類					
油 脂 類	ガ ソ リ ン					
	軽 油					
	廃 油					

その他の施設

搬入路	幅員（ m） 舗装（ 有 ・ 無 ）
囲い	材質（ ） 高さ（ m） 範囲（全周・自動車保管場所のみ）
油水分離槽	集水面積（ m ² ） 容量（ m ³ ） 槽数（ 槽）
放流先	河川 ・ 道路側溝 ・ 下水道 ・ その他（ ）
駐車場	駐車台数（ 台）
洗車場	面積（ m ² ）
消火設備	消火器（ 本） 設置場所（ ）
その他	

土地の概要

線引き・用途地域	市街化区域（ ）		市街化調整区域		
地 番	面 積	地 目	現 況	所有者の氏名	所有・借地
	m ²				
	m ²				
	m ²				
	m ²				
	m ²				
	m ²				
	m ²				
合計面積	m ²				

以下、解体事業場と別に自動車の保管施設を設置する場合のみ記入

保管場所

	面積（㎡）	保管方法（段数等）	屋内・屋外	床面（コンクリート・土間）
使用済自動車				
解体自動車				
搬入路	幅員（ m） 舗装（ 有 ・ 無 ）			
囲い	材質（ ） 高さ（ m）			
油水分離槽	集水面積（ ㎡） 容量（ ㎡） 槽数（ 槽）			
放流先	河川 ・ 道路側溝 ・ 下水道 ・ その他（ ）			
その他				

土地の概要

線 引 き ・ 用 途 地 域		市街化区域（ ） 市街化調整区域			
地 番	面 積	地 目	現 況	所有者の氏名	所有・借地
	㎡				
	㎡				
	㎡				
	㎡				
	㎡				
	㎡				
	㎡				
合計面積		㎡			